

引越運賃料金（対象範囲：全国）

引越運賃に係る範囲（課税事業者用）

I. 時間制・距離制運賃に係る範囲

(単位：円)

時間制	時間	1トン車	2トン車	3トン車	4トン車	5トン車	6トン車	8トン車	10トン車	12トン車
		まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで	まで
時間制	4時間制	24,000	26,500	28,400	31,400	33,400	35,300	39,700	43,500	47,200
	8時間制	40,000	44,000	47,400	52,300	58,000	61,700	68,000	74,300	81,200
	基本作業時間9時間を超える場合は1時間を増すごとに	4,100	4,400	4,700	5,000	5,300	5,800	6,400	7,100	7,500
距離制	100kmを超え110kmまで	44,400	49,100	52,400	55,900	61,900	68,000	76,700	85,000	88,000
	120 “	46,200	51,100	54,600	58,300	64,500	70,800	79,900	88,500	91,700
	130 “	48,000	53,200	56,800	60,600	67,100	73,700	83,200	92,100	95,400
	140 “	49,900	55,300	59,000	63,000	69,700	76,500	86,400	95,700	99,100
	150 “	51,700	57,300	61,200	65,300	72,300	79,400	89,600	99,400	102,700
	160 “	53,500	59,300	63,400	67,700	74,900	82,200	92,800	103,000	106,500
	170 “	55,400	61,400	65,500	70,000	77,600	85,100	96,100	106,700	110,200
	180 “	57,200	63,500	67,700	72,400	80,100	88,000	99,300	110,300	113,900
	190 “	59,000	65,500	69,900	74,800	82,700	90,800	102,500	113,900	117,500
	200 “	60,900	67,500	72,100	77,100	85,300	93,600	105,700	117,500	121,200
	200kmを超え500kmまで 20kmまでを増すごとに	3,300	3,700	3,900	4,200	4,600	5,100	5,700	6,400	66,000
	500kmを超え 50kmまでを増すごとに	8,200	9,100	9,700	10,400	11,500	12,600	14,200	15,800	16,300

II. 引越運賃料金適用方法

この運賃料金は、引越荷物を運送する場合に適用します。ただし、事業所等の移転又は定型の容器を用いて定額で行う運送であって、引越約款によらない旨を、予め告知した場合には適用しません。

(運賃料金の適用)

1、この運賃及び料金は、実車キロ（荷物を積んで運送する距離をいいます。以下同じ）が100キロメートル以内は時間制運賃を適用し100キロメートルを超える場合は距離制運賃を適用します。

(運賃料金計算の基本)

2、時間制運賃は、使用車両及び基礎作業時間（車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰るまでの時間をいいます。）の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。この場合、4時間制運賃は、基礎作業時間が午前から午後にまたがらない場合であって、かつ、4時間以内のときのみ適用します。また、8時間制運賃は、上記以外の場合（基礎作業時間が午前から午後またがる場合又は4時間を超える場合）に適用しますが、基礎作業時間が8時間を超える場合は、超過時間に応じて所定の時間加算額を加えて計算します。

3、距離制運賃の距離の計算は、1回1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(運賃計算の方法)

4、(1)運賃は使用車両の最大積載量（標記トン数といいます。以下同じ）及び時間又は運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（基準運賃といいます。以下同じ）の**上限200%下限40%**の範囲で計算します。
 (2)割増率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加算した上で、**上限200%下限40%**の範囲内で計算します。
 (3)2種以上の割増率が重複する場合には、それぞれの率をあらかじめ加算した上で計算します。

(は数の処理)

5、運賃又は料金を精算する場合において生じた1円未満のは数は、1円単位に四捨五入します。

(冬季割増)

6、運送区間中に冬季割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。
 冬季割増区間の運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

地 域	期 間	割増率
北海道	自11月16日 至4月15日	2割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全域 岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・北会津郡・耶麻郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・大野郡・吉城郡・益田郡・群上郡	自12月1日 至3月31日	2割

(休日割増)

7、日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。
 日曜祝祭日に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.2

日曜祝祭日に運送した時間又は距離に限る	2割
---------------------	----

(深夜・早朝割増)

8、深夜・早朝割増の適用時間（午後10時から午前5時まで）におこなわれる運送については次の式により算出した金額を加算します。
 深夜早朝割増適用時間に運送した運送時間又は距離に対応する基準運賃×0.3

午後10時から午前5時までに運送した時間又は距離に限る	3割
-----------------------------	----

(荷役に係る料金)

9-1、荷役作業（積み込み、棚卸し、搬出及び搬入作業）、荷造作業、開梱作業に係る費用（運転手作業員料を除く。）は、以下に定める料金を収受します。

(1)荷役作業員料

	上限	下限
作業員1人 8時間までごとに	35,000円	16,000円

(2)荷造作業員料

	上限	下限
作業員1人 4時間までごとに	22,000円	13,000円

(2)開梱作業員料

	上限	下限
作業員1人 4時間までごとに	25,000円	16,000円

(車両留置料)

9-2、実車キロが100キロメートルを超える運送であって、車両が引越荷物の発送又は着地に到着後、荷主の都合によって、留置された時間（荷物の積込、又は棚卸しの時間を含みます。）が下記の所定時間を超えた場合は、車両留置量を収受します。

車種別	6トン車まで	6トン車を超え12トン車まで
発地又は着地ごとに	120分	150分

車両留置料

車両別/時間	1トン車まで	2トン車まで	3トン車まで	4トン車まで	5トン車まで	6トン車まで	8トン車まで	10トン車まで	12トン車まで
30分までごとに	1,800円	2,000円	2,100円	2,400円	2,600円	2,800円	3,100円	3,500円	3,600円

(運賃及び料金の税)

- 消費税及び地方消費税の加算方法
 - 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
 - 前号により計算した金額に1円未満のは数が生じた場合は1円単位に四捨五入します。

(計算の順序)

- 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。
 - 使用車両及び時間又は運送距離による運賃の計算
 - 割増率適用の計算
 - 上限200%下限40%幅の適用計算
 - 5、による運賃のは数処理
 - 料金の計算
 - 10、による加算の計算
 - 実費の計算

(実費負担)

- 次に定める荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。
 - 諸資材料（運搬料を含む）
 - 特殊荷役機械使用料
 - 有料道路使用料
 - 一時保管料
- フェリーボート利用料（自動車搬送船利用料）
 - 実車キロが100キロメートル以内の運送（時間制運賃）であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合（4時間又は8時間の範囲内で終了する引越作業）には次の式により算出した金額を収受します。
 使用車両の航送料（助手に係る旅客運賃を含む）×2
 ただし、基礎作業時間（4時間又は8時間）を超えた場合は、超過時間に応じた時間加算額相当額を加算した実費を収受します。
 - 実車キロが100キロメートルを超える運送（距離制運賃）であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には次の式により算出した金額を収受します。
 {使用車両の航送料（助手に係る旅客運賃を含む）+航送区間中の固定費（1時間当たり車両留置料相当額×航送所要時間）}×2

(その他)

14、この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。